

令和4年 第6回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年6月9日(木)

午前10時00分から午前11時30分

2. 開催場所 本庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員(43人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美 5番 福島康夫

6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平 9番 武村一夫

10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝 13番 長銚忠明

14番 妹尾宗夫 16番 綱島孝晴 17番 松本正幸

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明

24番 市本裕司 25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利

28番 太安隆文 29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三

32番 長尾 修 33番 三村訓弘 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦

36番 池田琢壘 37番 池田和道 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫

40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 井上 達 44番 佐子ゆかり

45番 筒井一行 46番 石田 勉

4. 欠席委員(3人)

農業委員 1番 樋口昌子 15番 中島寛司

推進委員 43番 入澤靖昭

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第35号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第36号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第37号 農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について

日程第8 議案第38号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の決定について

日程第9 議案第39号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について

日程第10 報告第11号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第11 報告第12号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について

日程第12 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 大塚哲史
加藤真弓

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆さんおはようございます。ちょっと予定時間より早いんですけども、開会のほうをさせていただきます。

それでは、ただいまから令和4年6月総会のほうを開催いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。ご苦労さまです。

梅雨の時期になりました。もうしばらくしたら入るのではないかということであり
ます。田植のほうもかなり終盤のほうを迎えております。もう少しの方は農作業を
頑張っていたきたいというふうに思います。

5月末にいろいろ研修会のほうがありました。県の農業会議のほうでも会長と、そ
れから事務局、それから女性農業委員の方も出席して、今回の改正に関わる地域計
画等について、農地最適化についても話がありました。去年12月に講師として来
ていただきました農業会議所の事務局長に来ていただきまして話を伺いました。

また、5月31日に全国農業会長の大会、毎年5月末に行われとりますけど、ここ
2年行われておりませんで、3年目に全国の会長が集まって大会を開いたという
ところがございます。いろいろな今年度の国からの制度改革等がありますんで、それ
を踏まえて、いかに対応していくかということでもいろいろと協議等をしたわけで
ございます。大会のスローガンもありまして「地域の農地を活かし、持続可能な農
業・農村を創る全国運動」ということで、持続可能な農業ということをかなり強調
して出した大会であったというふうに思います。また、地域計画に向けて農地の見
守りをしようということもございます。また、地域の声を取りまとめた意見の集約
に取り組むということも含まれております。スローガンがございまして、それぞ
れに農業委員が頑張って、最適化推進委員さんと一緒に頑張ってくれえという大会
でございました。国のほうもいろいろとまだ国会のほうも開催されております。いろ
んな制度も今各党がいろいろと出されておまして、選挙のほうも近いのでござい
まして、それに向けてのこともあろうかと思っておりますけど、大きくは今年の皆さんの
ことから考えましていろいろと出ているようでございます。

5月末、6月2日ですか、市のほうの再生協議会の総会も行われました。皆さんのほうは今年はどういう作付になつとのかというところがございましたけど、あまり昨年と変わらないんじゃないかという話でございました。6月末の集計が最後になるというふうに思いますけど、国のほうはかなりまだ転作面積を増やせということで推進しているようでございます。いかにどういうものを作っていけば経済的に、また地域を守ることができるのか。お金にならなければならないわけで、そこら辺のところを皆さんとともに、意見書提出も控えておりますんで、そこらを盛り込んだものを出していきたいなというふうに思っております。今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、これから6月総会を開会いたします。よろしくお願ひいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、農業委員会の総会のほうを始めさせていただきます。

本日の欠席委員さん、2名報告をいただいております。1番委員、15番委員の2名から報告をいただいております。本日の遅参はいらっしゃいませんということで、ただいまの出席委員は19名中17名で定足数に達しておりますので、6月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 それでは、議事録署名委員は、11番委員、12番委員を指名いたします。

日程2、議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は8件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、耕作不便により、北房の譲受人に、申請農地、田18筆4,547.15㎡を、贈与によります所有権移転の申請ござい

ます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 22番推進委員です。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 第3条、番号1について現地確認の結果を報告させていただきます。

去る6月2日、譲受人立会いの下、現地調査をいたしました。譲渡人については、後日電話で確認をいたしております。権利移転する事由の詳細、両者の関係等ですけれども、譲渡人の父と譲受人は過去近所同士でありました。譲渡人は県外在住であり、父が亡くなってから10年以上にわたって株内の人に耕作を依頼してきましたけれども、管理に困っておりまして、実家の空き家、田んぼを含めて一括売却したいという希望を長年持っておりまして。一方、譲受人は自宅の近くなんで農業拡大を考えておりまして、今回取引が成立したものであります。ここで資料の農地までの距離の訂正をお願いいたします。現地確認いたしましたところ、譲受人の自宅から10mから200mの範囲であります。譲受人の耕作状況でありますけれども、譲受人は10年ぐらい前に定年退職しUターンした人物でありまして、自宅の農地があったんですけれども、教育してくれる人に助けを依頼して少しずつ百姓の勉強をしてきた人物であります。ここ数年、農機具も増やしておりまして、トラクター、管理機、田植機を有しております。当該田については近隣の営農組織に入るといことで調整中と説明しておりましたけれども、これが不可となっても自分で耕作すると強い決意を示しておりました。その他指摘事項はございません。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆450㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号2につきまして、5月30日に譲受人立会いの下、現地確認をいたしました。権利移転しようとする事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は同じ地区内で、譲渡人は高齢のため減反を考えていたところ、譲受人と売買の話がまとまり、譲受人が申請農地を取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥設備など、稲作に必要な農機具は全て所有しており、自分で

所有している田んぼも全て作付をしております。取得後、必要な作業に従事することが認められます。その他指摘事項は特にございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、落合の譲渡人が、労力不足により、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑2筆766㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いいたします。

7番委員 議長。

議 長 はい、7番委員。

7番委員 7番です。

番号3につきまして、去る5月31日に譲受人立会いの下で現地調査を行いました。それにつきまして、ご報告をさせていただきます。

譲渡人は以前から農地管理については労力不足ということから、近隣に住まいがある親戚が管理維持してまいりました。しかしながら、この親戚も高齢となりまして今後管理が難しくなったということから、申請地に隣接する申請者に話をし、このたび贈与の形で権利移転を行うものでございます。譲受人は兼業農家ではありませんけれども、農作業に必要な農機具、トラクター、コンバインをはじめ一通り保有しており、現在所有している農地におきまして稲作、ブドウ、野菜などを栽培しております。申請地につきましても野菜を栽培することとしており、取得後も今まで同様適切な農地管理を行うものと思われまふ。その他指摘事項は特にございません。審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、久世の譲渡人が、市外の譲受人に、申請農地、田17筆8,020.42㎡、畑3筆870㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、32番推進委員さんから説明をお願いいたします。

32番推進委員 議長。

議 長 はい、32番推進委員。

32番推進委員 32番推進委員でございます。

番号4について、譲渡人の夫から事情聴取いたしましたので報告させていただきます。譲渡人が病気であるため夫から事情を聞いております。権利移転する事由の詳細でございますが、譲渡人は夫と2人暮らしであります。現在農地は自給用の野菜

や果樹を栽培するだけで水稲は作付してございません。しかし、今のところ夫とともに水田等の農地の管理はよくされておりまして、作ってくれる人を探しているということでありました。2人とも高齢となり、いつ農地管理が十分にできなくなるか分からないので、岡山市のほうに住む長女に農地を譲って経営移譲し、譲受人と協力して農地を適切に管理していきたいということでございました。譲受人の耕作状況等です。譲受人である長女は現在■■■■として仕事に従事されておりますが、■■■■2週間に1回程度実家に帰って家事を手伝っておられるそうです。退職後は実家に帰ることも考えているということです。所有する農業用機械は、トラクター、管理機、運搬車、モア、ユンボなど、農地管理に必要なものは多数所有されております。当面は自給用の作物を耕作することに限定されておりますが、不耕作目的の取得ではないと思われまます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5については取下げとなりましたので、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止により、勝山の譲受人に、申請農地、田3筆3,782㎡、畑7筆1,941㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、35番推進委員さんから説明をお願いいたします。

35番推進委員 議長。

議 長 はい、35番推進委員。

35番推進委員 35番推進委員です。

番号6について説明します。

去る6月4日、譲受人と現地調査を行いました。また、譲渡人とは電話で情報を聞きました。内容でございますが、今年1月に譲受人の■■■■。道路の前が譲渡人の両親の家で、13年前に亡くなり空き家になり、そこに仮住まいしました。その家の売買の話になり、田畑も買ってもらいたい条件になり話がまとまりました。譲受人の耕作状況は、田んぼが約4,000㎡、畑2,000㎡を所有しています。農業機械はトラクターを所有しています。譲受人は■■■■歳ですが、夫は■■■■歳で元気、また息子も同居し手伝っています。問題はないと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、落合の譲渡人が、耕作不便により、勝山の譲受人に、申請農地、畑1筆400㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく35番推進委員さんから説明をお願いいたします。

35番推進委員 議長。

議長 はい、35番推進委員。

35番推進委員 35番推進委員です。

番号7について説明します。

去る6月4日、譲受人と現地調査を行いました。譲渡人とは電話で話しました。また、譲渡人の両親は譲受人の隣に住んでいましたが、20年前に亡くなり、名義が譲渡人になり、遠方のため管理ができなくなり、譲受人の家の隣であり、話がまとまりました。譲受人の耕作状況は、田んぼが約5,000㎡、畑2,000㎡で、農業機械は全て所有、またユンボも所有しています。現在■■歳で、定年後は農業に従事すること、妻も現在定年し農業を手伝っています。息子のほうも久世に住んでおりますが、休みには手伝っています。何ら問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号8については取下げとなりましたので、続きまして番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、八束の譲渡人が、労力不足により、同じく八束の譲受人に、申請農地、畑4筆2,277㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

番号9につきましては、6月7日に譲受人立会いで現地確認を行いました。また、その日に譲渡人とは夕方電話にて確認を行いました。事由の詳細でございますが、この案件は申請書持参者が別におりまして、高齢により耕作できなくなった譲渡人が親族である申請書持参者に相談したところ、申請書持参者の親族に当たる譲受人が農業を行っており、隣接する圃場を耕作していることから売買の話がまとまったものです。譲受人の耕作状況ですが、水稻、キャベツを栽培しておりまして、トラクターをはじめ、農機具一式を所有しております。農地取得後もキャベツ畑として利用するふうを考えておられました。その他指摘事項もありませんので、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号10でございますが、川上の譲渡人が、相手方の要望により、同じく川上の譲

受人に、申請農地、畑1筆626㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議 長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

番号10について説明いたします。

譲受人と譲渡人とは近隣同士で、数年前より家庭菜園として譲受人が耕作しており、今回の譲渡人の申出により譲渡がまとまったものであります。譲受人は専業農家であり、トラクター等農機具もそろっており、これからも家庭菜園として十分利用されると思ひます。その他指摘事項もありませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明は終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願ひいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第33号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 議案第33号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は7件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

番号1は追認案件でございます。

申請人（北房）は、現在の墓地が手狭となったため、畑3筆、合計133.77㎡

を、墓地用地と進入路、花壇にするため、転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま整備しており、今後このようなことがないよう反省し、てんまつ書が添付されております。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成 [REDACTED] 円。費用の内訳として、自己資金 [REDACTED] 円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、21番推進委員さんから説明をお願いいたします。

21番推進委員 議長。

議 長 はい、21番推進委員。

21番推進委員 21番推進委員です。

番号1につきまして、去る6月5日に申請人立会いの下、現地調査を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですけれども、申請地は既に先代から兄弟用に用意されていたものでありまして、今回墓地として敷地を整備しようとして進めたいところ、地目が畑となっていることが分かったということでもあります。申請人が農業委員会や環境課に相談していたものでございまして、現地調査では既に墓地に整備された状況でありまして、てんまつ書も添付されております。現場は通路も必要なため、今回墓地用地と進入路、それから花壇用地として申請するものであります。続いて、申請地の位置等でございます。申請地は [REDACTED] に接した場所で、 [REDACTED] から150mほど北北東に入ったところに位置しております。周囲の状況であります。東はまた出ます関連土地でありまして、これも墓地申請をするということになっております。また、5条で説明させていただきまして土地です。西については畑、南については進入路と花壇を作ろうということで、その土地であります。北側は畑ということで、南側のこの分は畑を分筆しておりますので全て申請者の土地ということになります。周辺農地への影響でございます。周辺は申請者の土地と、北側は一段高くなっておりますけれども畑として耕作されておりますが、そういったところでありまして、進入道路に囲まれたところに位置しておりまして、周辺に支障を来すことはないというふうに考えられます。以上のお通り、本案件について転用はやむ得ないものであります。周辺農地への影響についても問題ないと思われまして、その他指摘事項についてもございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

申請人（落合）は、対象である農地が狭小で、周囲の道路等から低い位置にあり耕作が不便なことから、申請地、田3筆、合計1,159㎡を造成し、1枚の畑とし

て利用するため、一時転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されま
す。転用に伴う費用は、県が行う公共工事の発生残土を利用し、県が施工するため
■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書、造成工事
完了後の作付計画書が添付されております。一時転用期間は、令和4年10月1日
から令和7年3月31日までです。申請地周辺に影響を受ける農地はございませ
ん。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願い
いたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 番号2番について説明いたします。

現地確認は6月1日に行いました。申請人は長年にわたり申請地で稲作を行って
いましたが、近年加齢により足腰が弱くなり水田の中の作業がづらくなっていま
した。また、野菜や果樹栽培に関心はあるものの排水が悪く困っていました。折しも
県事業の残土捨場の公募があり、手を挙げ合意に至り、畑として造成するもので
す。地元の水利組合にも同意を得ております。申請地の位置等につきましては、■■
■■■■西50m、■■■■東500mの位置にありま
す。周囲の状況ですが、東は■■■■、西は水田、南は民家、北が道路となっており
ます。周辺農地への影響につきましては、水田の乾田化に向けた畑地造成なので周
辺の農地へ及ぼす影響はありません。その他指摘事項もありません。ご審議方よ
ろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3、番号4については関連する内容ですので、事務局より一括し
て説明をお願いいたします。

事務局次長 6ページをご覧ください。

6ページの番号3と番号4は同一箇所に関連しておりますので一括してご説明いた
します。

申請人（番号3、4の落合）は、対象である農地が湿田で周囲の道路等から低い位
置にあり耕作が不便なことから、番号3の申請地、田3筆、合計4,542㎡を、
番号4の申請地、田1筆673㎡を、それぞれ造成し、畑として利用するため、一
時転用申請するものです。農地区分は、1種農地と判断されます。転用に伴う費用
は、県が行う公共工事発生残土を利用し、県が施工するため■■円。添付書類は、土
地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書、造成工事完了後の作付計画書が
添付されております。一時転用期間は、令和4年10月1日から令和7年3月31
日までです。申請地周辺に影響を受ける農地はございませぬ。ご審議方よろしくお
願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願い

いたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 番号3について説明いたします。

現地確認を6月2日に行いました。申請人は、長年にわたり申請地で大豆等転作物を作っておりました。同申請地は山寄せの土地で、昔から排水が悪く湿田でした。基盤整備後も土質は変わらず、畑作困難な状態が続いておりました。最近県事業の残土捨場の公募があり、手を挙げ合意に至り、畑として造成するものです。地元の水利組合にも同意を得ております。申請地の位置につきましては、 東500m、 西200mの位置にあります。周囲の状況は、東が雑地及び山、西が水田、南も水田、北が道路となっております。周辺農地への影響につきましては、水田の乾田化に向けた畑地造成なので、周辺の農地に及ぼす影響はありません。その他指摘事項もありません。

続きまして、番号4の説明をさせていただきます。

現地確認日は6月2日です。申請人は父親の死後、申請地で大豆等を作っておりましたが、同申請地は山寄せの土地で昔から排水が悪く湿田でした。基盤整備後も土質は変わらず、畑作困難な状態が続いておりました。最近県事業の残土捨場の公募があり、手を挙げ合意に至り、畑として造成するものです。地元の水利組合にも同意を得ております。申請地の位置につきましては、 東500m、 西200mの位置にあります。周囲の状況につきましては、東が雑地及び山、西が水田、南も水田、北が道路です。周辺農地への影響につきましては、水田の乾田化に向けた畑地造成なので、周辺の農地に及ぼす影響はありません。その他指摘事項もありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 7ページをご覧ください。

番号5でございます。

申請人（久世）は、申請地を貸し付けていましたが、借手が病気となり返還されました。申請人も高齢であり耕作できないため、農地の有効活用を目的に、申請地、畑1筆508㎡を、太陽光発電施設用地とするため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、 円。費用の内訳として、借入金 円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、再生可能エネルギー発電事業計画認定書の写し、被害防除計画書が提出されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

31番推進委員 議長、31番です。

議 長 はい、31番推進委員。

31番推進委員 番号5について説明申し上げます。

去る5月31日、申請者と共に現地確認をいたしました。転用しようとする理由ですが、申請地は申請者が他人に依頼して2年ほど前までは耕作いたしておりましたが、耕作者自身も病気になり、ここ1年は未耕作地でありました。申請者本人も耕作意欲がないため、土地の有効活用のため太陽光発電施設を整備するものでございます。申請地の位置でございますが、[]の[]から市道を西に1キロ入ったところでございます。[]を山の方角に向かって500mほど上がった左の土地で、申請者の自宅より400mほどのところでございます。周囲の状況は、東は畑、西は墓地及び畑、南も畑、北は市道ということになっております。周辺農地への影響でございますが、設備の設置により排水が現状と異なるため、新たに排水路を設置し、災害が起こらないよう計画されています。また地元周辺地権者への説明もされており、周辺住民の理解は得られています。その他指摘事項はありません。

以上、審議方よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号6でございます。

番号6は追認案件です。

申請人（勝山）は、対象である農地が接道よりかなり低い位置にあり、狭小で不整形な農地であるため耕作が不便なことから、申請地、田1筆998㎡を造成し、畑として利用するため、一時転用申請するものです。なお、当該申請地は平成29年9月に畑地造成を目的として一時転用の許可を受けていましたが、許可期間を超過しているにもかかわらず造成工事を継続しておりました。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま整備しており、今後このようなことがないように反省し、てんまつ書が添付されております。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成[]円。費用の内訳として、自己資金[]円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書、造成工事完了後の作付計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長。

議 長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 34番推進委員です。

第4条、番号6について説明いたします。

現地確認は6月3日にしました。電話で申請人とお話しし、息子さんと現地確認を

しました。平成29年9月に畑に一時転用の申請をされましたが、できてなく、今回新たに再申請を行うものです。以前は田んぼを作られていましたが、坂がきつく農作業が困難なため、盛土し畑に造成するものです。申請地の位置等ですが、■■■■地区にあります公会堂より南へ直線で約280m、■■■■を南西に130mのところ position します。周辺の状況ですが、東は山と畑、西は山、南は山、北は県道と谷川、あぜ道があります。周辺農地への影響ですが、北方向に山沿いの谷川、その手前にあぜ道、1mの幅がありますが、そこまでは行かないということで問題はありません。その他の指摘事項もありません。審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 8ページをご覧ください。

番号7でございます。

申請人（勝山）は、現在の墓地が大雨による被害を受けやすく、自宅から遠く離れた場所にあるため、今後の維持管理を考慮し、畑1筆19㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成等■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長。

議長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 推進委員34番です。

第4条、番号7番についてご説明いたします。

現地確認は、6月3日に申請人のお父さんと実施しました。自宅から4キロほど離れた山の上に墓地が現在あります。大雨の影響を受けやすいところということと、自宅から遠く離れ維持管理が困難になったために申請するものです。申請地の位置ですが、■■■■沿いに自宅があり、その隣に位置します。周囲の状況ですが、東に■■■■、西に山、南に畑、田、北に山です。周辺農地への影響ですが、周辺の方には許可をいただいております問題はありません。その他指摘事項ですが、ありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

12番委員 議長。

議長 はい、12番。

12番委員 すみません、5番について質問をしたいんですが、今回の太陽光発電施設の設置について、事務局として今後、近隣住民の同意等、そういうものについて何か受け取られるような話があるんですか。

議長 はい。

事務局次長 ご質問ですけれども、同意のほうは書類までいただくようにはなっておりませんで、いただく予定にはないんですけれども、ご説明の中で申し上げましたとおり被害防除計画書をいただいております、排水のほうが懸念されているということで、排水については細かく書かれております。簡単に言いますと、横断溝を設けて反対側の水路に接続して、そこへ水を流すですとか、建設課、水道課にも確認を取っているようです。それから、横断溝はU字溝で開渠で、それを管理するかどうかというような話も建設課のほうと話をしております、排水対策のほうはされていると判断しております。

以上です。

12番委員 分かりましたけれども、要するに地元の人が、これはどういうふうないきさつで許可されたんですかということ事務局に聞かれたときにきちっとした説明をしていたかんと、ここで審議をして許可するわけですから、そういう説明をきちっとしていただくというふうにお願いしたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

それでは、以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

質問はほかにございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第33号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は6件となっております。

9ページをお開きください。

番号1でございます。

番号1は追認案件でございます。

申請人、譲受人（市外）は、墓地を新設するため、申請地、畑1筆20㎡を、譲渡人（北房）から譲り受け、転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま整地しており、今後このようなことがないように反省し、てんまつ書が添付されております。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入費については譲渡人は譲受人のおじで贈与による所有権移転のため、円、土地造成円。資金の内訳として、自己資金円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、21番推進委員さんから説明をお願いいたします。

21番推進委員 議長。

議長 はい、21番推進委員。

21番推進委員 21番推進委員です。

番号1につきまして、去る6月5日に譲渡人立会の下、現地調査を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですけれども、4条の関係で説明をしたとおり、関連土地ということでありまして、譲受人は譲渡人のおいに当たるということで、現在の住所地に住んでいます、現在というのは市外に住んでおりますけれども、譲受人の墓地がないということ、今回譲渡人から譲渡して墓地を作るものであります。既に兄弟で話ができており、譲渡人が中心で進めており、今回関連土地と併せて申請を行うものであります。続きまして、申請地の位置なんですけれども、同じように4条で説明したとおりの場所でありまして、に接した場所でありまして、から150mほど入ったところであります。周囲の状況も同じでありまして、東は墓地が現在あります、墓地等があります、西側は関連土地ということ、墓地申請をしたところでありまして、南については同じように進入路と花壇を作る予定の土地であります、北については一段高いところに畑があります。周辺農地への影響ですけれども、同じ説明になりますけれども、周辺は譲渡人の土地と北側が一段高くなっている畑ということ、あと周辺は道路ということになっていまして、何ら支障を来すことはないというふうになっております。その他指摘事項についてもございません。

以上のとおり、本案件について転用はやむを得ないものであります。周辺農地への

影響についても問題ないと思われまますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（北房、宗教法人）は、既存の駐車場が手狭なため、寺行事の際、支障が出ているため、申請地、畑2筆、合計756㎡を、譲渡人（北房の2名）から譲り受け、露天駐車場として整備をするため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、横断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

それでは、番号2につきまして説明をさせていただきたいと思えます。

現地確認は、6月5日に行いました。本件は以前より駐車場が不足しておりました寺院が檀家2名から所有する畑を譲り受け、駐車場として利用するものでございます。申請地の位置等でございますが、付近見取図のとおり、真庭市■■■■地内の寺院に隣接する畑2筆です。周囲の状況ですが、東が市道、西が寺院の住職が所有します畑、南は寺院の石段、北は畑。周辺農地への影響ですが、露天駐車場のため、周辺農地への影響はないと思えます。

以上、問題ないと思われまますのでご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 10ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（市内法人）は、■■■■を営んでおり、このたび申請地西側の■■■■にある会社所有の建物を貸し付けることとなり、駐車場スペースが手狭なことから、申請地、田2筆、合計215㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、露天駐車場として整備するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 この案件は私が担当となっておりますので説明させていただきます。

6月2日に譲受人立会いの下に現地調査を行いました。譲渡人からは電話で話をお聞きしました。譲受人はいろいろ資格を持っておられるようですが、
を経営しておられます。譲渡人よりこのほど農地を買ってもらいたいという話がありました。申請地の西側、
に面した家を譲受人が所有していて、今は貸すことになっておるといこととでございます。その家の駐車場が非常に狭いということもありまして、このたびその話で申請地を露天駐車場にしてその方に貸すということで、譲渡人との話がまとまったものでございます。ここは2筆ございますが、土地三角のところ小さな小屋のようなのが建っておりますが、ここは農地ではございませんが、ここも一緒に話がまとまったということとでございます。申請地の位置ですが、
の
より南へ約100m、
東側の下の土地ということとでございます。周囲の状況ですが、東は市道、西は県道、また畑、南側には
がございまして、北は田でございまして。周辺農地への影響ですが、周辺には田と畑がありますが、駐車場も高く埋め立てないで使用するということとでございますので影響はないというふうに思います。その他の指摘事項はございません。審議のほうよろしくお願いたします。続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございます。

申請人、譲受人（市外法人）は、建設業を営んでおり、真庭市内で建築の請負が増加し、真庭市内で資材置場等を確保するため、申請地、田1筆1,642㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、露天資材置場及び露天駐車場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入
円、土地造成
円。資金の内訳として、自己資金
円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、33番推進委員さんから説明をお願いいたします。

33番推進委員 議長。

議長 はい、33番推進委員。

33番推進委員 33番推進委員です。

番号4番につきましては、去る6月3日に譲受人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細でございますけれども、譲受人は市外で建設業を営んでおり、主に分譲住宅等の建築を手がけているようでございます。近年では真庭地域内でも住宅建築の受注が増えてきておりまして、そのため真庭方面に向けて資材をストックする拠点場所を探しておりましたところ、不動産業者からこの土地を紹介されまして、このたび譲渡人との間で売買の話がまとまったことから申請するものでございます。申請地の位置でございますけれども、申請地は

■■■■から■■■■を西に500mほど進み、国道から市道を30m入ったところに位置しております。周囲の状況でございますけれども、東は水路を挟んで山林、西は宅地と田、南は水路を挟んで宅地、北は市道と宅地でございます。周辺農地への影響でございますけれども、申請地には隣接した農地がありますが、所有者から承諾ももらっており、またこの申請は露天での資材置場と重機等の駐車場という申請でございます。今後の耕作の日照、通風等に支障を来すことはないと思います。また、この農地に附属しております水利組合には転用するための同意を得ております。その他指摘事項はありません。

以上のとおり、転用はやむを得ないものであり、周辺農地への影響についても問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 11ページをお開きください。

番号5でございます。

申請人、譲受人（市外）は、墓地を新設するため、申請地、畑1筆8.04㎡を、譲渡人（勝山）から譲り受け、転用申請するものです。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入費については譲渡人は譲受人の甥で贈与による所有権移転のため■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長、34番推進委員です。

議長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 第5条、番号5についてご説明いたします。

現地確認は4年6月3日に譲受人とは電話で、譲渡人のお父様と確認を実施しました。転用する事由の詳細ですが、譲受人は譲渡人のおばに当たる方で、現在は市外に住まわれていますが、独り暮らしで子供さんもおられないため、将来一緒に同じ墓地に1区画お墓を建てたいと申請されたものです。申請地の位置等ですが、譲渡人の自宅の隣に位置します。第4条の番号7と同じです。周囲の状況としましては、東に■■■■、西に山、南に畑、田、北に山です。周辺農地への影響ですが、周辺の方には許可をいただいております問題はありません。その他指摘事項もありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号6でございます。

申請人、譲受人（蒜山）は、現在借家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地、畑1筆500㎡を、譲渡人（蒜山）から譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、借入金■■■■円。建蔽率は24.8%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、45番推進委員さんから説明をお願いいたします。

45番推進委員 議長。

議長 はい、45番推進委員。

45番推進委員 45番です。

議案番号6につきましては、去る6月1日に譲受人立会いの下、現地確認を行いました。また、譲渡人とは電話で確認をいたしました。転用しようとする事由の詳細についてですが、譲渡人は所有する畑の売却希望があり、地元の不動産会社にその仲介を依頼していました。住宅建設用地を探していた譲受人は、この不動産会社の物件から今回の土地を気に入り売買の話がまとまったため申請するものです。申請地の位置ですが、■■■■から■■■■を挟んで南東に位置する■■■■集落内にあります。周囲の状況ですが、東が市道、西が畑、南、水路と畑、北が原野です。周辺農地への影響ですが、西と南の畑は譲渡人所有で家庭菜園に使われております。また、建築する住宅は平家とのことで、周辺農地への影響は特にないものと思われま。その他指摘事項は特にありません。審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、

原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第35号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第35号について、13ページをお開きください。

議案第35号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和4年6月9日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全62筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第35号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第36号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程7、議案第37号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第36号について、21ページをご覧ください。

議案第36号、農用地利用集積計画の決定について。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして集積計画が上がっております。

続きまして、議案第37号について、23ページをお開きください。

議案第37号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。案といたしまして、令和4年6月9日付で公告の予定でございます。配分計画案については議案書のページに記載のとおりで、財団が実施した借手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合いマッチングが成立したものです。

全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第36号、議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第37号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程8、議案第38号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 25ページをお開きください。

議案第38号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定についてです。

この決定につきましては、平成28年3月4日付、農林水産省経営局農地政策課長

通知、農業委員会事務の実施状況等の公表についてに基づき、従来どおりの様式で実施することになり、全ての農業委員会において取り組み、自ら活動の点検、評価を行うものでございます。決定後は真庭市のホームページで掲載いたします。

1 ページお進みください。

2 7 ページの左側は、令和 4 年 3 月 3 1 日現在の農業委員会の状況となっておりますのでお目通しください。

右側のページをご覧ください。

右の時計文字 2 番、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1、現状及び課題については、令和 3 年 4 月現在なので管内の農地面積 5, 4 6 0 ヘクタール、これまでの集積面積 1, 3 3 5 ヘクタールにつきましては令和 2 年度の統計または調査の実績で集積率を計算しております。

2、令和 3 年度の目標及び実績でございます。昨年度定めた集積目標 1, 3 0 0 ヘクタールに対し、集積実績 1, 4 2 7 ヘクタールということで、達成状況は 1 0 9 %となっております。

3、目標の達成に向けた活動でございます。活動計画は令和 3 年に定めた計画です。活動実績といたしましては、活動日誌、窓口や電話での各委員とのやり取りにより記載しております。

4、目標及び活動に対する評価でございます。上段、目標に対する評価といたしましては、集積面積が目標を上回る結果となっております。下段、活動に対する評価につきましては、活動日誌等により担い手への集積・集約化の活動は各委員が行っていらっしゃいました。それに加え、人・農地プランの活動、いわゆる地域で話合いの場を持ち、どの農地を誰に集積・集約するかを地図で可視化し、地域で集積・集約に取り組むことが必要となってきています。

1 ページお進みください。

時計文字 3 番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1、現状及び課題はお目通しください。

2、令和 3 年度の目標及び実績でございます。参入目標 1 2 経営体、その経営体の目標集積面積 2 3 ヘクタールに対しまして、参入実績は 1 2 経営体、集積面積 2 6 ヘクタールとなっております。

3、目標の達成に向けた活動でございますが、令和 3 年に定めた活動計画に対し、活動実績につきましては活動日誌、窓口や電話での委員とのやり取りにより記載しております。

4、目標及び活動に対する評価につきましては、参入実績面積が目標を上回る結果となっております。

続きまして、右の時計文字 4 番、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

令和 3 年 4 月現在なので、令和 2 年度の数値となります。管内の農地面積 5, 7 2

4ヘクタールは注釈1にもありますように、統計による耕地面積5,460ヘクタールと利用状況調査による判定3の遊休農地面積実績264ヘクタールの合計となっております。判定3の遊休農地の割合は全体の9%でございます。

2、令和3年度の目標及び実績につきましては、解消目標は20ヘクタールで、解消実績が10ヘクタールとなりました。解消の判断といたしましては、令和2年度利用状況調査で判定が3番、再生可能な荒廃農地、2番の低利用のものが令和3年度利用状況調査で農地として判断されているものになります。

3、上記の目標の達成に向けた活動ですが、計画は現地確認を8月から10月にかけて行っていただき、利用意向調査を11月から12月に行う計画でしたが、下段、実績といたしましては、現地確認が6月から10月、取りまとめ時期が11月から12月、次に利用意向調査につきましては令和2年調査分を9月及び3月に発送いたしました。調査数といたしましては、左の第32条第1項第1号が判定3の再生可能な荒廃農地で1,800筆、117ヘクタール、真ん中の第2号が判定2の低利用農地で1,574筆、127ヘクタール、右の第33条は耕作の事業に従事する者が不在な農地や今後不在となることが確実な農地なので対象はありませんでした。

4、目標及び活動に対する評価でございますが、下段、活動に対する評価といたしまして、利用状況調査につきましては委員の皆様にご協力いただきましてありがとうございました。今後意向調査につきましては、亡くなった方が所有者になっている農地につきましても相続代表人等に発送し、農地の有効利用につなげたいと思います。

続きまして、1ページお進みください。

左側、時計文字5番、違反転用への適正な対応でございます。

1、現状及び課題でございますが、令和3年4月現在ですので、令和2年度にあった違反転用の面積0.5ヘクタールありました。令和3年度実績としましては0.3ヘクタールで、昨年より0.2ヘクタール違反転用が減となっております。違反転用の面積は、農業委員会総会での追認案件、農地パトロールで発見された違反転用面積となっております。引き続きパトロールを行っていただき、違反転用の未然防止、発見の際は指導をお願いいたします。

右側、時計文字6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきましては、お目通しください。

以上、簡単でございますが、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、これより質疑に入りたいというふうに思います。

質問等がありましたらお願いします。

質問はありませんか、よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議 長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第38号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第38号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程9、議案第39号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 31ページをお開きください。

議案第39号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定についてご説明いたします。

農林水産省の新たな局長通知及び課長通知によりまして、新様式にて作成することになります。毎年度の目標は3月末までに設定し、4月末までに公表することとなっておりますが、今年度に限っては4月以降迅速に行うよう努めることとなっております。

それでは、1ページお進みください。

左側、時計文字1番、農業委員会の状況につきましてはお目通しください。

右側、時計文字2番、最適化活動の目標でございます。

①現状及び課題といたしまして、令和3年4月現在なので令和2年度の統計における耕地面積と担い手への集積面積になり、集積率は26.1%です。

②目標ですが、国の課長通知等によりまして、農地の集積の目標を80%以上に設定している場合は当該の目標を設定するものとし、都道府県の定めた目標に則して市町村ごとに目標設定の考え方が示されているときには当該目標を設定できるとあります。真庭市は平成29年2月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定しており、令和7年度で38%を目標にしており、当該目標で集積面積を計画しております。

（2）遊休農地の解消です。

①現状と課題で、1号遊休農地は275ヘクタールです。1号遊休農地とは再生利用が可能な遊休農地で、緑区分と黄区分に分ける必要があります。緑は草刈りなどによって直ちに耕作可能な農地で、黄色は基盤整備事業などにより耕作可能となる農地です。区分するのは困難なため、緑にまとめて入れております。ただし、緑区分については令和4年から令和8年までの5年間で減少させることを目標にする必要があります。そのため、②目標で55ヘクタールの解消面積を上げております。

1 ページお進みください。

(3) 新規参入の促進。

①は現状及び課題です。

②の目標につきましては、平成28年から平成30年度の平均の1割以上を目標とするため、12.9ヘクタールを上げております。

2、最適化活動の活動目標として、(1)番、推進委員等が最適化活動を行う日数目標、(2)番、活動強化月間の設定目標、(3)番、新規参入相談会への参加目標があります。

まず、(1)番の推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、先月の総会終了後に行った最適化活動の研修日に配付した研修資料でもご覧いただいたと思いますが、本日A4の最適化活動の記録及び点検・評価並びに公表についてを配付しております。成果目標の活動日数目標の合計での評価の仕組みとなっております。目標としましては、月に6日以上活動した場合にポイントが課される仕組みとなっているため、月6日を目標に上げております。

(2)番、活動強化月間の設定ですが、局長通知により毎年度活動強化月間として3か月以上を目標として設定するものがあるため、11月から1月の予定で設定しております。

(3)の新規参入相談会への参加目標ですが、県が晴れの国おかやま就農相談会を行っており、岡山市内で開催されるのは9月と2月で、9月23日金曜日、終日になりますが、23日に行われる相談会に参加予定としております。農繁期となりますが、ご都合のつく方でご参加いただけたらと思います。

以上、簡単ではございますが、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定については以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がありましたけど、質問等がございましたらお願いします。
よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようですので、それではこれをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程10、報告第11号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程11、報告第12号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転出届出について、日程12、報告第13号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきましてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 35ページをお開きください。

報告第11号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第12号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転届出については、次の8件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第13号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の3件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第11号、報告第12号、報告第13号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議長 ないようです。

それでは、事務局もよろしいですか。

<「なし」の声>

議長 6月総会はこれで閉会します。

次回7月総会は7月11日月曜日の午前10時からですので、よろしく申し上げます。

(午前11時30分 閉会)